

下 関 市 配 食 サ ー ビ ス 助 成 事 業 実 施 要 綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険制度の円滑な実施の観点から国が定めた地域支援事業実施要綱に基づき、下関市配食サービス助成事業(以下「事業」という。)を実施することにより、在宅の高齢者等に対して、栄養のバランスのとれた食事の提供及び栄養改善を目的とした栄養指導並びに安否確認を受ける場合における費用の一部を助成することで、在宅の高齢者等が健康で安心した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者等 老衰、心身の障害、傷病等の理由により、適切な食事の調達が困難な65歳以上の者及び重度身体障害者をいう。
- (2) 重度身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該身体障害者手帳に記載されている身体障害者等級による級別が1級又は2級であるものをいう。
- (3) 世帯 第4条に規定する対象者及び当該対象者と同居している者(第10条第2項に規定する住民税非課税世帯に該当するかの判断に際しては、特別の事情がある場合を除き、対象者と住民基本台帳が同一の世帯に属する者は、対象者と現に同居又は別居の事実にかかわらず、同居している者として取り扱うものとする。)の集まりをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、下関市とする。

(対象者)

第4条 事業の利用ができる対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する在宅の者とする。

- (1) 次の要件を全て満たす者
 - ア 市内に住所を有していること。

イ 次のいずれかの要件に該当すること。

(ア) 高齢者等のみで構成される世帯に属していること。

(イ) 高齢者等以外の世帯の構成員が、障害、疾病等により食事の調達を行うことが困難であること。

ウ 近隣に親族等がおらず、その支援を受けることができないこと。

エ 地域包括支援センターの行う実態把握の結果、栄養のバランスのとれた食事の提供及び安否確認の必要があると認められること。

(2) 地域包括支援センターにおいて、下関市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年2月1日制定）第4条第1号ウの規定による栄養改善プログラム（以下「栄養改善プログラム」という。）を導入して栄養改善に取り組む必要があると認められる65歳以上の者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
(事業の内容)

第5条 市長は、第13条に規定する登録事業者（以下「登録事業者」という。）が対象者との合意に基づき、次に掲げるサービスのうち、市長が対象者に必要と認めるものを提供した場合において、これに要する費用の一部を助成するものとする。

(1) 栄養のバランスのとれた食事の配達及び安否確認に係る声かけ等

(2) 栄養改善プログラムに基づいた個々の対象者の心身の状況等に応じた食事の配達、栄養指導及び安否確認に係る声かけ等

(助成の申請)

第6条 前条の規定による助成を受けることを希望する対象者又はその家族（以下「申請者」という。）は、配食サービス助成申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(助成の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに必要な審査を行い、助成の可否について決定し、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、助成することを決定したときは、市長は、申請者が第5条に規定するサービスの提供を希望する登録事業者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により助成の対象とされた対象者（以下「利用者」という。）及び登録事業者は、速やかに第5条に規定するサービスの提供について、合意を確認するものとする。

3 登録事業者は、前項の規定による合意の確認をしたときは、市長の指示するところに従い、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（提供食数）

第8条 第5条第1号に規定するサービスの提供食数は、対象者1人につき1週3食（1日1食）を上限とし、対象者の心身の状況や選択等に応じ必要な食数とする。ただし、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合又は市長が特に必要があると認める場合には、1週7食（1日1食）を上限とする。

(1) 第4条第1号に規定する要件を満たしていること。

(2) 対象者が住民税非課税世帯に属していること。

(3) 対象者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する者（以下「事業対象者」という。）、要支援若しくは要介護認定を受けている者（申請中の者を含む。）又は重度身体障害者であること。

(4) 対象者に同居する家族等がいる場合は、当該同居する家族等が事業対象者、要支援若しくは要介護認定を受けている者（申請中の者を含む。）又は重度身体障害者であること。

(5) 対象者に日常生活上の支援を行うことができる親族が市内に居住していないこと。

2 第5条第2号に規定するサービスの提供食数は、1週14食（1日2食）を上限とし、対象者の心身の状況や選択等に応じ必要な食数とする。

（提供期間）

第9条 第5条第1号に規定するサービスの提供期間は、サービスの提供期間の初日から当該日が属する月の末日までの期間に24月を加えて得た期間（サービスの提供期間の初日が月の初日である場合は、当該日が属する月を含む24月の期間）とする。ただし、対象者が退院直後等により体調の変動がある場合においては、24月を上限とし、対象者の心身の状況や選択等に応じ必要な期間とする。

2 第5条第2号に規定するサービスの提供期間については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「24月」とあるのは、「6月」と読み替えるものとする。

(助成額等)

第10条 第5条第1号に規定するサービスの費用の額は、1食につき旧下関市管内に居住する利用者にあつては830円、菊川及び豊浦総合支所管内に居住する利用者にあつては930円、豊田及び豊北総合支所管内に居住する利用者にあつては1,030円とし、市長は、当該費用のうち310円(住民税非課税世帯に属する者にあつては420円)を助成するものとする。

2 第8条第1項第2号及び前項の住民税非課税世帯に属する者に該当するかどうかの判断は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、サービスの提供期間中において、住民税課税状況に変更が生じたときは、住民税課税状況に変更が生じた日が属する月の翌月から、前項に規定する助成の額(以下「助成額」という。)を変更するものとする(住民税課税状況に変更が生じた月が6月である場合を除く。)。なお、未申告者は非課税者として取り扱うものとする。

(1) サービスの提供日が4月1日から6月30日までのとき 前年度の住民税課税状況による。

(2) サービスの提供日が7月1日から翌年3月31日までのとき 当該年度の住民税課税状況による。

3 市長は、登録事業者が菊川及び豊浦総合支所管内に居住する利用者に第5条第1号に規定するサービスを提供したときは、助成額に1食につき100円、豊田及び豊北総合支所管内に居住する利用者に当該サービスを提供したときは、助成額に1食につき200円を加えて得た額を助成するものとする。

4 第5条第2号に規定するサービスの費用の額は、1食につき旧下関市管内に居住する利用者にあつては1,130円、菊川及び豊浦総合支所管内に居住する利用者にあつては1,230円、豊田及び豊北総合支所管内に居住する利用者にあつては1,330円とし、市長は、当該費用のうち助成額に、旧下関市管内に居住する利用者にあつては300円、菊川及び豊浦総合支所管内に居住する利用者にあつては400円、豊田及び豊北総合支所管内に居

住する利用者にあつては500円を加えて得た額を助成するものとする。

- 5 市長は、第1項及び前2項に規定する助成に係る額を利用者に代わり、登録事業者に支払うことで助成を行うものとする。
- 6 第5条第1号に規定するサービスの利用者は、第1項に規定する費用の額と同項及び第3項に規定する市長が助成する額との差額を登録事業者の指示するところに従い、当該登録事業者に支払うものとする。
- 7 第5条第2号に規定するサービスの利用者は、第4項に規定する費用の額と同項に規定する市長が助成する額との差額を登録事業者の指示するところに従い、当該登録事業者に支払うものとする。
- 8 市長は、事業の実施に関し、助成に係る費用のほかは、一切の経費を支出しない。

(変更申請)

第11条 利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）は、第6条の規定により行った申請の内容に変更が生じたときは、配食サービス助成内容変更申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。ただし、決定において上限とした1週の提供食数の範囲で、提供日等（サービスを提供する曜日又は昼食・夕食の別をいう。）に一時的な変更が生じた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、利用者等は変更する旨をあらかじめ市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受理したときは、第7条第1項の規定に準じて必要な決定を行い、その旨を申請を行った者及び登録事業者に通知する。

(廃止の届出等)

第12条 利用者等は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨をサービスの提供を行う登録事業者に通知するとともに、配食サービス助成廃止届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。ただし、利用者等の事情により、届出が困難な場合は、担当の地域包括支援センターの職員が届け出ることができる。

- (1) 市外に転出したとき。

- (2) 老人福祉施設等に入所し、医療機関に入院し、又は死亡したとき。
- (3) 第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第7条第2項の合意が解消されたとき。
- (5) その他事業の利用が必要でなくなったとき。

2 市長は、利用者が前項各号のいずれかに該当することを知ったとき、その他市長が助成を行うことが不適當であると認めたときは、助成を廃止することができる。

3 市長は、前項の規定により助成を廃止した場合（利用者が市外に転出した場合及び死亡した場合を除く。）は、利用者及び登録事業者はその旨を通知するものとする。

（登録事業者）

第13条 登録事業者とは、市長が別に定めるところにより、市長が登録した事業者をいう。

（委託の制限）

第14条 登録事業者は、事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により、あらかじめ市長の許可を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第15条 登録事業者は、事業の実施に伴う個人情報の取扱いについて、市長が別に定める個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（「しものせきエコマネジメントプラン」に関する特記事項）

第16条 事業の遂行に当たり、配慮すべき「しものせきエコマネジメントプラン」に基づく環境に関する特記事項については、市長が別に定める特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。

（下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項）

第17条 事業のうち、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）による措置については、市長が別に定める下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

（実績報告書の提出）

第18条 事業を実施した登録事業者（以下「実施事業者」という。）は、事業の実施に係る報告書（以下「実績報告書」という。）を実施月ごとに作成

し、翌月10日（10日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下これらを「休業日」という。）に当たるときは、休業日の翌日）までに市長に提出しなければならない。

（検査）

第19条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を検査する。

（監査等）

第20条 市長は、必要があると認めるときには、事業の実施状況について、随時実地に調査し、又は実施事業者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

（助成額の支払等）

第21条 実施事業者は、事業の成果が検査に合格したときは、第10条に規定する助成に係る額及び当該月の実績報告書に基づき算定した当該月に係る金額の支払請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により実施事業者の提出する適法な支払請求書を受理したときは、遅滞なく当該請求のあった額を実施事業者に支払うものとする。

（事故発生時の対応）

第22条 実施事業者は、事業の実施時に事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者、市長その他関係者（以下「利用者等」という。）に連絡しなければならない。

（損害の負担）

第23条 実施事業者は、故意又は重大な過失により利用者等に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を利用者等に支払わなければならない。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年3月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市配食サービス助成事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱による改正後の下関市配食サービス助成事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市配食サービス助成事業実施要綱等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱による改正後の下関市配食サービス助成事業実施要綱等の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市配食サービス助成事業実施要綱の規定よりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱による改正後の下関市配食サービス助成事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市配食サービス助成事業実施要綱の規定によ

りなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱による改正後の下関市配食サービス助成事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月17日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

配食サービス助成申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話番号 _____

（対象者との続柄 _____）

下関市配食サービス助成事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり配食サービスの助成を申請します。

なお、当該サービスの助成の決定のために必要な世帯の情報について、下関市が、その保有する住民基本台帳及び税務情報を読覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額及び当該申請書に記載された事項について、希望事業所及び地域包括支援センターに対して通知することに同意します。

（担当地域包括支援センター： _____）

対 象 者	住 所	下関市						
	ふりがな 氏 名						性別	男・女
	生年月日	年 月 日（ 歳）			電話	—		
提 供 日 等		月	火	水	木	金	土	日
	昼 食							
	夕 食							
希 望 事 業 所								
希望メニュー （どちらかに○）	1 一般メニュー 2 栄養改善メニュー							
緊 急 連 絡 先	住 所							
	氏 名					続 柄		
	連絡先							
備 考	※減塩食等の希望があるときは、その旨を記入して下さい。							

様式第2号（第11条関係）

配食サービス助成内容変更申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話番号 _____

（利用者との続柄 _____）

次のとおり変更したいので、下関市配食サービス助成事業実施要綱第11条の規定により変更申請します。

（担当地域包括支援センター： _____）

利 用 者	住 所	下関市								
	ふりがな 氏 名						性別	男・女		
	生年月日	年 月 日（ 歳）			電話	—				
変 更 内 容	提供日等 （変更後 の内容を 記載）		月	火	水	木	金	土	日	
		昼 食								
		夕 食								
	事 業 所	変更前								
		変更後								
	緊 急 連 絡 先	住 所								
氏 名						続 柄				
連絡先										
変 更 理 由										
備 考	※減塩食等の希望があるときは、その旨を記入して下さい。									

様式第3号（第12条関係）

配食サービス助成廃止届

年 月 日

（宛先）下関市長

住所 _____

届出者 氏名 _____

電話番号 _____

（利用者との続柄 _____）

配食サービスの利用の必要がなくなりましたので、下関市配食サービス助成事業実施要綱第12条の規定により次のとおり届け出ます。

利用者	住所	下関市		
	ふりがな 氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日（ 歳）	電話	—
廃止の理由	<input type="checkbox"/> 市外に転出した。 <input type="checkbox"/> 老人福祉施設等に入所し、又は医療機関に入院した。 <input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 体調が改善し、食事の調達ができるようになった。 <input type="checkbox"/> 家族と同居した。 <input type="checkbox"/> 親族が近隣に居住した。 <input type="checkbox"/> 事業の利用の必要がなくなった。 (理由 _____)			
廃止年月日	年 月 日			